

(その1)

収支報告書

令和6年分
開催分)

(ふりがな)

いわたにりょうへいこうえんかい

1 政治団体の名称 岩谷良平後援会

2 主たる事務所の所在地 大阪府東大阪市永和1-25-14

3 代表者の氏名 (姓) 岩谷 (名) 良平

4 会計責任者の氏名 (姓) 岩谷 (名) 良平

事務担当者の氏名

(姓) 森本 (名) 愛
(電話) 06-6732-4204

(電話)

(電話)



政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	☐ の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (現職)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) 岩谷 (名) 良平

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) 岩谷 (名) 良平
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

AB0588/R6/R70528/-/100/90

2285

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	14,792,184
(前年からの繰越額)	1,674,184
(本年の収入額)	13,118,000
支 出 総 額	5,561,922
翌年への繰越額	9,230,262

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	2,428,000	
(イ) うち特定寄附	0	
(ロ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ハ) 政治団体からの寄附	6,000,000	
小 計 (ア) + (ロ) + (ハ)	8,428,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	8,428,000	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
行番号	事業の種類	金額	備考
1	政治資金パーティー開催事業（岩谷良平と語る会）	4,690,000	令和6年1月27日／大阪府大阪市北区中之島5丁目3番68号リーガロイヤル 山楽の間／
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	4,690,000	／
	合 計	4,690,000	／

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	水上匡	100,000	R6/1/10	大阪府大阪市住吉区上住吉1-4-13-202	会社員	
2	村上玲	1,000,000	R6/5/14	東京都渋谷区南平台町3-8	経営者	
3	西山兼司	300,000	R6/10/9	大阪府大阪市東成区大今里南3-15-19	会社員	
4	苗村昭夫	100,000	R6/10/17	大阪府東大阪市加納4-14-31	会社役員	
5	岩谷良平	130,000	R6/11/29	大阪府東大阪市長堂1-8-28	衆議院議員	
6	山本久樹	300,000	R6/12/5	愛知県名古屋守山区翠松園2-218-4	会社役員	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	1,930,000				
	そ の 他 の 寄 附	498,000				
	合 計	2,428,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	日本維新の会 国会議員団	1, 000, 000	R6/6/28	東京都千代田区永田町2-17-3 -503	馬場伸幸	
2	日本維新の会 国会議員団	2, 000, 000	R6/9/25	東京都千代田区永田町2-17-3 -503	馬場伸幸	
3	日本維新の会 国会議員団	3, 000, 000	R6/10/10	東京都千代田区永田町2-17-3 -503	馬場伸幸	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	6, 000, 000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	6, 000, 000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	3,671	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	31,398	0	
(4) 事 務 所 費	75,974	0	
小 計	111,043	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	632,978	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,217,901	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	2,217,901	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	2,600,000	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	5,450,879	0	
合 計	5,561,922		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	3,671				
	合 計	3,671				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	31,398				
	合 計	31,398				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	75,974				
	合 計	75,974				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					渉外費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	会費	15,000	R6/1/24	東大阪料飲宿連合会	大阪府東大阪市足代新町8-16セブンビル206室	
2	セミナー参加費	20,000	R6/2/9	石井あきら政経セミナー	茨城県取手市片町296	
3	会費	20,000	R6/2/17	医療政策研究会	大阪府大阪市淀川区西中島4-6-29	
4	会費	15,000	R6/2/19	ミノベ会	大阪府大阪市北区長柄西1-7-48	
5	会費	16,000	R6/2/22	株式会社河内新聞社	大阪府東大阪市神田町1-1-3F	
6	会費	15,000	R6/3/11	奥下たけみつ後援会	大阪府吹田市内本町2-6-13	
7	会費	11,000	R6/5/22	東大阪料飲宿連合会	大阪府東大阪市足代新町8-16セブンビル206号室	
8	会費	20,000	R6/5/24	阿部けいし後援会	兵庫県神戸市兵庫区東山町2-1-5	
9	プレー料金	19,502	R6/7/4	大津カントリークラブ東コース	滋賀県大津市大石淀町800	
10	会費	15,000	R6/12/8	野田よしかず後援会	大阪府東大阪市永和1丁目4番2号	
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	166,502				
	そ の 他 の 支 出	158,000				
	合 計	324,502				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	宿泊費	52,000	R6/2/25	THE BUSENA TERRACE	沖縄県名護市喜瀬1808	
2	タクシー代	11,970	R6/5/12	錦タクシー(株)	大阪府大阪市天王寺区上汐6-1-5	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		63,970				
そ の 他 の 支 出		194,380				
合 計		258,350				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					交際費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	手土産代	10,710	R6/6/24	田代珈琲株式会社	大阪府東大阪市永和1-25-11	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	10,710				
	そ の 他 の 支 出	39,416				
	合 計	50,126				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		5. 政治資金パーティー開催事業費	
					パーティー開催事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	司会者費	50,000	R6/1/27	永倉由季	奈良県奈良市学園中5-706-11-401	
2	出演料	50,000	R6/1/27	河内新聞社	大阪府東大阪市神田町1-1中西ビル3F	
3	飲料代	51,724	R6/1/31	株式会社名畑	大阪府大阪市北区豊崎3丁目20-20	
4	お土産代	46,000	R6/1/31	Greenberrys COFFEE	大阪府大阪市城東区中央1-13-18角屋がもよんビル3階	
5	会場費	2,016,437	R6/2/9	RRHOオペレーションズ株式会社	大阪府大阪市北区中之島5-3-68	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		2,214,161				
そ の 他 の 支 出		3,740				
合 計		2,217,901				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	寄 付	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	寄付	500,000	R6/6/28	日本維新の会大阪府東大阪市支部	大阪府東大阪市永和1-25-14 3階	
2	寄付	1,600,000	R6/6/28	日本維新の会衆議院大阪府第13選挙区支部	大阪府東大阪市永和1-25-14	
3	寄付	500,000	R6/12/17	日本維新の会大阪府東大阪市支部	大阪府東大阪市永和1-25-14 3階	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		2,600,000				
そ の 他 の 支 出		0				
合 計		2,600,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	／

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 27日

政治団体の名称 岩谷良平後援会

会計責任者の氏名 岩谷

良平



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和7年5月27日

岩谷良平後援会

代表 岩谷 良平 殿

登録政治資金監査人 内田 晃雄 

登録番号 第1016号

研修修了年月日 平成21年5月15日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、岩谷良平後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、岩谷良平後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。
なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在していなかった。

3 業務制限

岩谷良平後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、岩谷良平後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上